

公 示

国立大学法人群馬大学学長選考規程第6条の2第3項の規定に基づき、学長候補者を決定し、就任の承諾が得られたので、同規程第7条第2項の規定により下記のとおり公示する。

記

- 1 学長候補者氏名 石崎 泰樹
- 2 就任予定年月日 令和7年4月1日（任期2年）
- 3 選考した理由及び選考の過程
別紙のとおり

令和6年10月28日

国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議

3 選考した理由及び選考の過程

(1) 【選考した理由】

国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議は、「国立大学法人群馬大学の望ましい学長像について」に掲げる群馬大学長として必要とされる資質・能力について、学長就任後の業務執行状況の確認や学長との面談及び提出された業績調書、所信調書をもとに、慎重に審議を行い、以下のように判断した。

現学長は、リーダーシップを発揮し、地域活性化の拠点として産学官金共創を進め、多様化する社会で活躍する人材育成に向けた分野融合型の大学院教育プログラムの構築や変化する社会情勢に対応した法人の管理運営などを着実に実行し成果を上げている。今後も、社会の変革に対応していく様々な学部・大学院の在り方の改革の実行、世界や地域で活躍する人材育成、基礎及び先端研究の推進、地域の中核としての高度な知の提供、大学経営基盤の強化などを推進するため、引き続き職務を遂行いただくことが適切である。

(2) 【選考の過程】

令和6年6月25日（第1回会議）

国立大学法人群馬大学学長任期規程によって、現学長は再任されることが出来る場合に該当すると確認できたため、「再任の意思あり」及び「再任の意思なし」の場合の2種類の実施計画を策定するとともに、再任の意思を確認することとした。

令和6年9月20日（第2回会議）

令和5年度の学長の業務執行状況について、学長面談及び業績確認を行い、適正に執行していると判断した。

令和6年10月28日（第3回会議）

現学長である石崎泰樹氏に再任の意思があると確認できたため、学長面談及び業績調書並びに所信調書に基づく審査の結果、再任を可とし、石崎泰樹氏を学長候補者とすることを決定した。